

ない、斯様な構造は地質の良い爲に取り得るのであらうが一面日光と空気に恵まれぬ都心の生活者は、銀座邊の様な人通りの多い歩道の空地に、オーブンエアーに置かれたレストウランで道行く人を見乍ら食事を取り珈琲を飲んで居る。廣い道路には至る處綠地が設けられ、其の手入の行き届いて居ることは、塵埃の少ないせいもあらうが、埃の多い東京に慣れた眼には殊の外すがくしい感を與へられ

朝鮮の道路 (二)

三浦磐雄

る。
街路樹の葉は黄ばんで、ウンテルデンリンデン、テイーアガルテンの邊を逍遙すれば風無きに落葉の飄へるを見、晴るれば碧落の底無き迄に澄む、中歐の秋は早く、わびしけれども美しい。

昭和九年八月末日

ベルリンの客舎にて

○道路に關する法規の主なるもの

道路に關しては一般土木行政と共に、内務局の管轄内に在るが、明治四十四年以降、内地に於ての道路に關する諸

法規と同じやうなものが、逐次公布されて居る。即ち、道路改修工事施行ニ關スル件を始として、一等道路及二等道路線ノ件、三等道路ノ認定ニ關スル件、道路規則、道路取締規則、道路臺帳及橋梁水拔臺帳調製ノ件等、法規として

取扱はるべき告示通牒を含みて實に百五十件餘の多きを數へることが出来る。

之等の規程に依つて朝鮮全土に亙つて企畫された道路網は着々完成されて行くのであるが、其の道路の等級を一、二、三等及等外の四種に區別して居て、一、二等道路は總督、三等道路は道知事、等外道路は府尹、郡守又は島司に依つて管理することになつて居る。但し府の地域内に在る

道路は、其の道路の等級如何に拘らず府尹の管理に屬することは、内地に於ての六大都市に於けると同じである。而して之等の道路の幅員に就ては、一等道路は七メートル以上、二等道路は五メートル五〇センチ以上、三等道路は四メートル以上あることに標準を置いて居て、此の七メートル、五メートル五〇センチ及四メートルを各等級に於ける制限幅員と呼んで居る。

筆序に一寸述べて置くが、内地に於ける市街地建築物法で定められて居る建築線設定に關する道路幅員のことであつて、其の最小限度を九尺（第六十五議會へ四メートルに

改めるため法律の改正案が提出されたが、遂に決定するに至らなかつた。然し何れは四メートルに改められるであらう）として居る。所が朝鮮の方では、遂に先達て即ち本年の六月十四日附で勅裁を経た旨の朝鮮市街地計畫令は、六月二十日附で朝鮮總督が制令第十八號で公布した。此の制令の中で建築線、言ひ換へれば道路に關した條文は次のやうなものである。

第二十六條 市街地計畫區域内ニ於ケル建築物ハ其ノ敷

地ガ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ道路敷地ニ接スルニ非ザレバ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十七條 建築線ハ市街地計畫區域内ニ於ケル道路幅

ノ境界線トス但シ特別ノ事由アルトキハ行政官廳ハ市街地計畫區域内ニ於テ別ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得
第二十八條 市街地計畫區域内ニ於ケル建築物ハ建築線ヨリ突出シテ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ建築物ノ地

盤面下ニ在ル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十九條 行政官廳ハ市街地計畫區域内ニ於テ市街ノ

計畫上必要ト認ムルトキハ建築線ニ面シテ建築スル建築物ノ壁面ノ位置ヲ指定スルコトヲ得

第三十七條 本章ニ於テ道路ト稱スルハ幅員四メートル

以上ノ道路及四メートル未滿ノ道路ニシテ土地ノ狀況ニ依リ行政官廳ノ認定シタルモノヲ謂フ

道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ行政廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト

看做ス

此の條文にある通り、建築線は四メートル以上の道路に設置されるのが原則となつて居る。つまり三等道路の制限幅員以上に沿はなければ、常態では建築線は存在し得ない譯である。

次に左に記した一、二等道路は、明治四十四年七月二十五日附總督府告示第二百三十六號で公布されたものであつて、其の後大正七年十二月十三日迄に六回の改正があつた

ものである。其の列記の順序は路線の順位を示して居て、

恰も内地に於ての一號路、二號路線等の順位に足敵し、勿論第一位には兼用區間は存せず、第二位には兼用區間が在り得べきである。例へば一等道路中、京城釜山線には兼用距離は無いが、次の京城木浦線には兼用距離が京城元標から水原迄は數へられるやうに兼用區間が存在するのである。此のことは内地でも同様であることは、先刻御承知の通りで冗言であることは免れないが……。

一等道路及二等道路線ノ件

一等道路二等道路ヲ別表ノ通定ム

(別表)

一等道路

路 線

主要經過地名

經過道名

京城、釜山間

水原、利川、忠州、尙州、大邱、三浪津

京畿道、忠清北道

東萊

慶尙南道、慶尙北道

京城、木浦間

水原、天安、公州、全州、泰仁、光州、

京畿道、忠清南道

全州、泰仁、光州、

全羅南道、全羅北道

羅州

京城、仁川間

京畿道

京城、五里津間

春川

京畿道、江原道

京城、義州間

開城、南川店、平壤

京畿道、黃海道、平安南道、平安北道

京城、海州間

開城、延安

京畿道、黃海道

京城、元山間

議政府、金化、新安驛、南山驛

京畿道、江原道、咸鏡南道

忠州、江陵間

利川、原州

京畿道、江原道

平壤、元山間

長林里、陽德、德源

平安南道、咸鏡南道

忠州、忠州間

榮川、安東

忠清北道、慶尙北道

平壤、鎮南浦間

大田、金泉

平安南道、咸鏡南道

公州、大田間

鳥致院、清州

忠清北道、忠清南道

天安、大邱間

忠清南道、忠清北道

忠清南道、忠清北道

公州、洪州間

溫泉里

忠清南道、忠清北道

全州、群山間

慶尙北道

慶尙北道

天安、洪州間

洪州

忠清南道、全羅北道

三浪津、馬山間

全羅北道

全羅北道

群山、瑞山間

安義

全羅北道、慶尙南道

昌原、縣洞間

慶尙南道

慶尙南道

全州、全州間

茂朱、鎮安

忠清北道、全羅北道

元山、會寧間

咸興、北青、城津、鏡城、輪城

咸鏡南道、咸鏡北道

全州、麗水間

井邑

全羅南道

會寧、行營間

北倉坪

咸鏡北道

光州、寶城間

南原、順天

全羅北道、全羅南道

行營、礮城間

富居、雄基

同

光州、順天間

和順、鶴口亭

慶尙南道

輪城、慶興間

同

同

光州、法舉浦間

松汀里

全羅南道

輪城、清津間

同

同

靈岩、海南間

同

同

羅南、清津間

同

同

靈岩、長興間

同

同

一一等道路

路

主要經過地名

經過道名

議政府、平壤間

朔寧、遂安

京畿道、黃海道、平安南道

大邱、安東間

漆谷、義城

慶尙北道

大邱、慶州間

同

大邱、統營間

永川

慶尙北道、慶尙南道

大邱、統營間

同

永川、義城間

玄風、馬山

慶尙北道、慶尙南道

同

同

同

同

同

同

慶州、襄陽間	平海、三陟、江陵	慶尙北道、江原道
晉州、尙州間	安義、金泉	慶尙南道、慶尙北道
晉州、三千浦間		慶尙南道
居昌、昌寧間		慶尙南道
馬山、右水營間	晉州、順天、海南	慶尙南道、全羅南道
釜山、下端間		慶尙南道
釜山、慶州間	東萊、蔚山	慶尙南道、慶尙北道
釜山、忠洲間	奉川、原州	江原道、忠清北道
金化、南川店間		江原道、黃海道
通川、新安驛間	昌道、末輝里	江原道
金化、高城間	堤川、寧越、平昌	江原道
忠州、江陵間		忠清北道、江原道
榮川、蔚珍間	醴泉	慶尙北道、江原道
咸昌、安東間	載寧、安岳	慶尙北道、平安南道
海州、鎮南浦間	康翎	黃海道、平安南道
海州、毘津間		黃海道
康翎、巡威島內峯		間
岩間		
毘津、鎮南浦間	殷栗、松禾	黃海道、平安南道
海州、鳳山間	載寧、沙里院	黃海道
海州、龍塘浦間		同
黃州、停車場間		同
海州、陽德間	新溪、南川店	黃海道、平安南道
新安州、咸興間	安州、德川、寧遠	平安南道、咸鏡南道

紹介

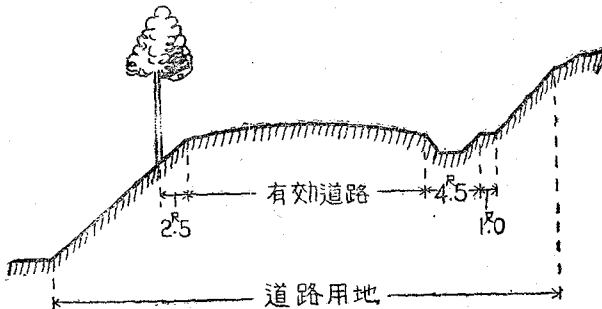
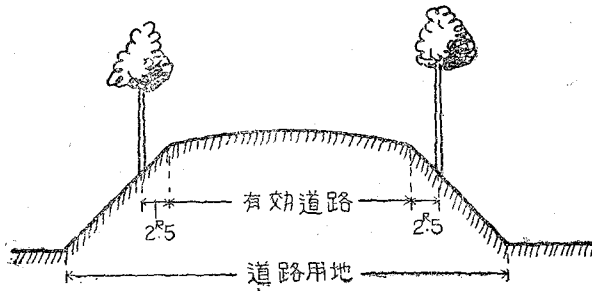
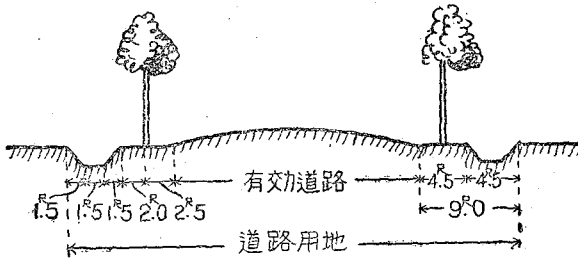
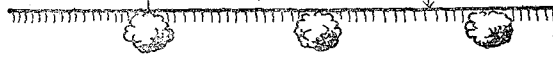
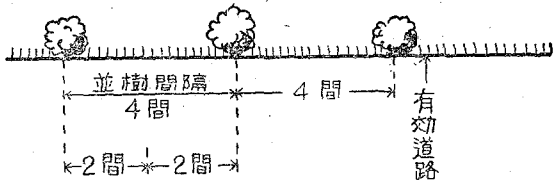
安州、義州間	博川、龜城	平安南道、平安北道
安州、富山洞間	熙川、江界、五佳山洞	同、同
雲山、楚山間	牛靛嶺	平安北道
平壤、寧遠間	慈山、新倉	平安南道
鎮南浦、廣梁灣間		同
肅川、廣梁灣間		同
肅川、成川間		同
孟中里、雲山間	新倉	平安北道
雲山、昌城間	新義州	同
義州、龍巖浦間	龜城	同
定州、朔州間	朔州、渭原、慈城、中江洞、竹田、新芝	同
龜城、新倉間	坡嶺、三水	同
義州、惠山鎮間	中里、慶興里	平安北道、咸鏡南道
咸興、黃水院間	延岩	咸鏡南道
吉州、茂山間	長津、五佳山洞	咸鏡北道
咸興、慈城間		咸鏡南道、平安北道
咸興、西湖津間		咸鏡南道
長津、滿浦鎮間	江界	咸鏡南道、平安北道
長津、惠山鎮間	三水	咸鏡南道
元山、襄陽間	道川、高城	咸鏡南道、江原道
元山、楚山間	德源、永興、寧遠	咸鏡南道、平安南道

惠山鎮、茂山間	熙川、牛峴鎮	平安北道
北青、甲山間	盧頂岑	咸鏡南道、咸鏡北道
北青、新浦間	黃水院	咸鏡南道
永興、柳島間		同
鏡城、慶源間	輪城、富寧、白沙峰、	咸鏡南道
	古乾源	咸鏡北道
慶源、鎮城間	北倉坪	同
茂山、清津間	武陵臺	同
城津、惠山鎮間	甲山	咸鏡北道、咸鏡南道
茂山、慶興間	會寧、行營	咸鏡北道
會寧、穩城間	鎮城	同
雄基、穩城間	新阿山、新乾原、慶源	同

法令規程等に依つて、諸種の事項が活殺されることはさることながら、彼の鴨綠江に於ける唯一の國際鐵橋と稱せられる鴨綠江橋の閉閉が廢止されたなどは、近時に於ての交通界の大きな衝動であると思はれる。昭和九年一月三十一日附朝鮮總督府告示第三十一號によつて、昭和九年三月三十一日限り其の閉閉が廢止され、朝鮮側から第九番目の桁が十字に開かれて大型汽船が航行したのを、四月一日か

ら全く見ることが出来なくなつたのである。此の鐵橋は設計の當初は閉閉しないつもりであつたのが、種々な事條から閉閉することになつて、明治四十四年架設されて本年の三月三十一日迄、二十三年間、毎日（結氷期間を除く）時刻を定めて閉閉されたものが、停止されたのには其處に多大な理由はある。閉閉廢止の報傳はるや、當時の新聞紙上にも記されたやうに、英國側などから抗議も申込まれ、その他にも反對したものもあつたらうが、然しそんな抗議や反對などには到底代へるに代へられない多くの有力な理由があつたのである。橋體及橋脚其の物の疲れや歪みも相當に來て居たことではあるが、其の他の所謂「秘」に屬すべき大切な理由もあつた。兎に角今は開かぬ固定橋となつて終つたのである。何だか一つの名物を失つた様な氣もするが、歴史は之を永久に識して置くことであらう。

橋と云へば、橋名を印すのに一つの定めがあるやうで兎角統一されて居ない。朝鮮では大正三年九月十四日附政務總監官通牒第三百十四號（昭和九年六月二十三日第二十六



號改正)「橋梁ノ名稱其ノ他表示ニ關スル件」に依つて確定して居る。其の全文は

從來各道路ノ橋梁ニハ其ノ橋名及架設年月日等ヲ高欄親柱ニ記載又ハ彫刻シ一般ノ利便ニ供シアルモ中ニハ橋名杜撰ナルノミナラス假名又ハ諺文ヲ交ヘテ使用セル爲メ稱呼上却テ不便ヲ感スルモノアリ其ノ他記載事項モ區區ニ涉リ體裁上ニ於テモ宜シカラサルニ付爾今左記ノ例ニ依リ適當ニ處理相成度此段及通牒候也

記

- 一 橋名ハ特別ノ事由アルモノヲ除クノ外地名ニヨリ命名スルコト
 - 二 橋名ニ用ユル文字ハ漢字ニ限り假名又ハ諺文ヲ交ヘテ使用セサルコト
 - 三 橋梁前後トモ高欄ノ左側親柱ノ正面ニ「何何橋」右側親柱ノ正面ニ「何年何月竣工」ト記載又ハ彫刻スルコト
- 四 記載又ハ彫刻ノ文字ハ楷書ニ限り行書ヲ用ヒザルコト

ト

五 高欄ノ設ケナキ橋梁ニハ適宜ノ標柱ヲ建テ橋名及竣工年月ヲ表示スルコト

次に道路敷地と竝樹とに關しての通牒(大正四年二月に就いては、次のやうなものがある。

竝樹ハ道路ノ外側ニ在リテ路線ニ併行シ其ノ縦ノ距離四間トシテ有效路面ノ縁ヨリ二尺五寸以上ノ間隔ヲ保テ兩側互ニ對立スルコトナク植付クヘク又其ノ位置ハ側溝ノ上縁ヨリ二尺以上ノ間隔ヲ保ツヘキコトニ定メアルニ付實際ニ適合スル様整理ヲ要ス

竝樹ハ春季ヨリ秋季ニ至ル期間ニ少クモ年一回ノ手入れヲ要シ其ノ成長セルモノニ在リテハ下枝ハ根本ヨリ凡ソ七尺通りハ切り拂ヒ交通ニ支障ナカラシムヘシ

まだ記述したい事項はあるが此の項は之でとめて置き、次回には日韓併合後の道路計畫に就て述べやう。(つづく)